

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和2年3月30日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「平成30年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限及び募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲され、自治事務とされたこと等に伴い、施行通知の一部を改正し、事務手続きの詳細を周知するもの。

3. 改正の概要

（1）都道府県が臨床研修病院の指定等を行った場合の情報提供

（通知第2の6, 10, 13, 15）

都道府県知事は、都道府県域を跨いだ病院群を構成する臨床研修病院の指定等を行った場合、基幹型臨床研修等を所管する他の関係都道府県にもその旨を情報提供する。

（2）臨床研修病院が研修医を募集する際の研修プログラム等の公表

（省令第11条、通知第2の12）

臨床研修病院は研修医の募集を行おうとするときは、研修医の選択に資するため、あらかじめ研修プログラムとともに、研修医の処遇等を自院のHPに公表することとした。

（3）臨床研修病院の募集定員上限設定方法の変更（通知第2の23）

令和2年1月に開催された医師臨床研修部会の審議を踏まえ、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の募集定員計算方法の見直しを行った。

（4）国の連携協力による研修プログラムの公開（通知第3の3）

各地方厚生局は、臨床研修病院の指定、募集定員等の権限が都道府県へ移譲された後においても、当分の間、医学生、中断者等の相談や研修先の選択に資するため、開設者が自院のホームページに掲載した内容（研修プログラム等）を公表する。

4. 施行日

令和2年4月1日